

公 示 日：2024年2月14日（水）

調達管理番号：23a00920

国 名：キリバス

担 当 部 署：社会基盤部都市・地域開発グループ第2チーム

調 達 件 名：キリバス国気候変動に強靱でサステナブルな島づくりのための
能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（地域開発／土地利用
計画）

適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

（1）担当業務：地域開発／土地利用計画

（2）格 付：3号

（3）業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

（1）全体期間：2024年3月下旬から2024年5月下旬

（2）業務人月：1.20

（3）業務日数：準備業務	現地業務	整理業務
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（1）簡易プロポーザル提出部数：1部

（2）見 積 書 提 出 部 数：1部

（3）提 出 期 限：2024年2月28日（水）（12時まで）

（4）提 出 方 法：電子データのみ

◇ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年3月8日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	地域開発／土地利用計画に係る各種調査
対象国及び類似地域	キリバス及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

キリバスは大洋州の 33 の島からなり、その約 12 万人の人口の半数以上 (52.8%、約 6 万 3 千人、2020 年センサス) が首都のある南タラワに集中している。南タラワは低環礁島であり、海面上昇、サイクロン、突発的な高波、等の自然災害・気候変動の影響に極めて脆弱であるが、他の島からの移住などもあり人口増加が継続的にあり、浸水・侵食等のリスクのある中、安全・安心に生活できる土地の不足が課題となっている。沿岸部では侵食の進行や浸水被害の拡大も見られるが、住居が建てられ、人々の生活が営まれている。キリバス政府による護岸の対策も取られているが、予算や資機材・技術の不足等により十分な範囲で護岸対策が取られてないことに加え、工事を行ったところでもその設計・施工が適切でなく、早期に損傷し、再度対策が必要となり、断続的にコストと労力がかかっている。また、海岸擁壁に加えて、建築物の施工においても品質が低く、天井崩落、建築物壁面の損傷等の安全の確保が課題となっている。

こうした課題に対応すべく、キリバス政府はキリバス 20 年ビジョン、それに基づく 4 か年の国家開発計画、気候変動政策、等を策定しているが、土地の不

足、護岸対策、沿岸部の土地利用、施工品質等の総合的な対策方針はなく、戦略的な対応がとられていない。そのため、浸水や浸食に関する脆弱性を分析し、土地利用計画を踏まえた開発規制により沿岸部の保全や土地の嵩上げを促進し、護岸については、インフラ整備が不可避な区間、マングローブやサンゴ等自然環境を活用した対策が適用可能な区間、等対応方針を定め、海岸擁壁や建築物の施工品質確保に向けた取り組みを行う、総合的な戦略・方針に基づく対応が持続可能な島づくりに必要となる。

こうした戦略・計画の策定・実施にむけ、関係機関の技術的・人力的なキャパシティなども踏まえ、戦略と指針の策定、開発許可制度の改善等の実務の改善が喫緊の課題となっている。このような背景からキリバス政府はわが国に対し、政府の気候変動の適応への対応能力の強化を目的として、「キリバス国気候変動に強靱でサステナブルな島づくりのための能力強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の実施に係る支援を要請した。この要請を受け、JICA は技術面、組織・制度面での能力強化支援を行い、南タラワの持続可能な島づくりを支援すべく、協力枠組みについて協議・合意を行うため詳細計画策定調査を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務（2024年3月下旬～2024年4月上旬）

- ① 要請背景・内容、関連政策・計画を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、キリバス側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣 2 週間前を目途に JICA に提出する。
- ② プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案の担当分野関連部分を検討する。
- ③ 対処方針会議等に参加し、担当分野の調査方針について説明し、JICA と全体方針・日程、調査の進め方について確認を行う。

(2) 現地業務（2024年4月上旬～2024年4月下旬）

- ① JICA フィジー事務所、キリバスフィールドオフィス等との打合せに参加する（JICA フィジー事務所との打合せはオンラインによる実施を想定）。
- ② キリバス側関係機関、他の開発援助機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

ア) 南タラワの気候変動の適応分野で関連する各組織の現状を分析する。

(a) 関連各組織・委員会の所掌業務・権限に関する文献をアップデートする。

(b) 関連各組織の所掌業務・運営状況や課題についてヒアリングする。

(c) 関連各組織の部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験、近年の離職の動向等について情報収集する。

(d) 気候変動の適応分野における関連各組織の関与について、文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。

イ) 関連する上位政策・計画についてレビューを行い、土地利用計画、人口増加、埋立計画、等を含む海面上昇への対策の妥当性や実現可能性等について分析する。特にセンサス、土地利用計画（GLUP）、キリバス 20 年ビジョン（KV20）、国家開発計画（KNDP）、気候変動対策（CCP）、共同実施計画（KJIP）、国家沿岸政策（NCP）、長期沿岸保護政策（LTCSS）等について確認する。

土地利用計画は現在更新中で 2024 年 4 月頃を目途に更新版が作成される予定。南タラワへの人口流入が続いているが人口フレームや可住面積の検討等はされていない。今後開発が期待されているクリスマス島が人口流動の受け皿になっていく可能性も見据えつつ南タラワの人口動態の見込みを確認・検討する。建築基準法は 2023 年の国会で審議予定だったが審議時間が取れず承認されていない草案である点留意する。

KJIP が実施計画として位置づけられているがその進捗及び実施上の課題等についても情報収集する。

ウ) 人口動態、開発許可、建築確認、埋立や嵩上げの計画、海岸からのセットバック等土地利用に関する法制度とその運営状況について

情報収集し、課題を整理する。特に埋立や堆砂により造成された土地の所有権や不法居住者の権利、時効取得、強制退去、住民の移転・移住の動向やハザードエリアからの移転促進施策、土地の権利にかかる係争などの事例等について。

- エ) 土地利用計画・管理に関連して利用されているシステムについて現況や課題について情報収集を行う（キリバス土地情報システム：Kiribati Land Information System (KLIS)）。
- オ) 担当分野に関連する現地の専門家、コンサルタントの実績・規模・能力等に係る情報収集を行う。本体事業で現地傭人や再委託により調査を行う必要性が高いと考えられる場合には現地人材の活用や現地・第三国の専門家やコンサルタントの活用を視野に調査能力や人月単価の相場感等の情報を得る。
- カ) 担当分野における他の開発援助機関の協力方針及び実施中、実施予定の事業の内容等について情報収集を行う。

④ 気候変動に対応した持続可能な開発にむけて政策・戦略・計画の改訂・策定、開発許可制度の運用改善や関連する法制度整備における協力ニーズを分析・検討する。同ニーズに対する効果的な能力強化の方策を検討し、調査団内、キリバス側との意見交換を行う。具体的には以下のとおり。

- ア) キリバスの既存の政策・戦略・計画の一貫性や実現可能性、主要課題への対応として必要な計画や政策の策定、または改訂の方針、追加的に検討されるべき事項を提示する（次期 KNDP や GLUP 改訂時に検討されることが望ましい事項やそれらに先立ち事前に検討しておいた方が良い事項等。GLUP の人口フレームや居住可能面積の分析、南タラワにおける中長期嵩上げ計画の立案等。）。
- イ) 土地利用計画の策定、開発許可制度及び運用状況の改善や不法居住地区の予防等のための対応策が必要と考えられる場合に、対応方針の方向性や必要となる活動について提示する（海岸からのセットバック規制の導入、堆砂により新たに創出した土地の政府による管理・規制の方策の検討、ハザードエリアの居住者の移転促進制度の導入、等）。

ウ) 上記にて想定する各活動の実施に必要な先方の実施体制(関連する組織、分野別能力・人数、機材・システム・ソフト等)の案を提案する。

- ⑤ プロジェクトの枠組みに係るキリバス側との協議に参加し、主に担当分野に関する技術的協議を支援する。
- ⑥ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を簡潔にまとめ、JICA フィジー事務所、キリバスフィールドオフィス等に共有、報告する (JICA フィジー事務所への報告はオンラインによる実施を想定)。

(3) 整理業務 (2024 年 4 月下旬～2024 年 5 月下旬)

- ① 担当分野の観点から事業事前評価表 (案) 作成に協力する。
- ② 担当分野の観点から PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussions) 案の作成に協力する。
- ③ 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書 (電子データ)

2024 年 5 月 31 日 (金) までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2023 年 10 月)」 (以下同じ) の「XI. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上して下さい。

(2) その他留意事項

特になし

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年4月6日～4月26日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者より2週間程度遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が他のコンサルタント団員と、コンサルタント団員のみで現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 地域開発／土地利用計画 (本コンサルタント)

エ) 沿岸管理／護岸計画 (JICAが別途契約するコンサルタント)

オ) 建築基準／施工品質管理 (JICAが別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA フィジー事務所及びキリバスフィールドオフィスによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

- エ) 通 訊 備 上 : なし
- オ) 現地日程のアレンジ : JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供 : なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第 2 チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・コンタクトミッション報告書
 - ・Kiribati 20-year Vision 2016-2036
 - ・Kiribati Development Plan 2020-2023
 - ・Kiribati Climate Change Policy
 - ・Kiribati Joint Implementation Plan 2019-2028
 - ・Kiribati Census Atlas (2022) 他センサス関係報告書
 - ・Kiribati National Coastal Policy 2016
 - ・Rapid Coastal Risk Assessment, Long-term Coastal Security Strategy for Kiribati (2018)
 - ・South Tarawa and Betion General Land Use Plan (2017)
 - ・Kiribati National Building Code (2023 Edition, draft)
 - ・Kiribati Climate Change and Disaster Risk Finance Assessment (2019)
- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。
 - ・Affordable coastal protection in the Pacific islands Desktop Review, Pacific Region Infrastructure Facility (PRIF), 2017
<https://www.mfed.gov.ki/sites/default/files/PRIF%20Affordable%20Coastal%20Report.pdf>
 - ・キリバス共和国 水硬性固化材（ハイデガス）を 活用した気候変動対策 にかかる 案件化調査 報告書 (2017)
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12302709.pdf>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付 します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛 に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 配付依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィジー事務所及びキリバスフィールドオフィスなどにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上